

第130回南あわじ市議会定例会議事日程（第7号）

令和7年3月25日（火）午前10時開議

- 第1 議案第3号、議案第21号～議案第32号、議案第41号～議案第45号（18件一括上程）
- 議案第3号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第21号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第29号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第31号 南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第32号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第41号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第42号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（伊毘辺地）
- 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について（安住寺辺地）
- 議案第45号 権利の放棄について
- 第2 議案第4号～議案第8号、議案第33号～議案第40号（13件一括上程）
- 議案第4号 令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第6号	令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	令和6年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第33号	南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第34号	南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
議案第35号	南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第36号	南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第37号	南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第38号	南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議案第39号	南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第40号	字の区域の変更について（内原地区）

第3 議案第9号～議案第20号（12件一括上程）

議案第9号	令和7年度南あわじ市一般会計予算
議案第10号	令和7年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算
議案第11号	令和7年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算
議案第12号	令和7年度南あわじ市介護保険特別会計予算
議案第13号	令和7年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算
議案第14号	令和7年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算
議案第15号	令和7年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算
議案第16号	令和7年度南あわじ市下水道事業会計予算
議案第17号	令和7年度南あわじ市広田財産区特別会計予算
議案第18号	令和7年度南あわじ市福良財産区特別会計予算
議案第19号	令和7年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算
議案第20号	令和7年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算

第4 発委第1号、発委第2号（2件一括上程）

発委第1号	南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
発委第2号	南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

第5 議員派遣の申し出

第6 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公 印 省 略)
令和7年3月18日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員会委員長 阿 部 守

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 3 号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第9号）	原 案 可 決
議 案 第 2 1 号	南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 2 号	南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 3 号	南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 4 号	南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 5 号	南あわじ市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 6 号	南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 7 号	南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 2 8 号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 2 9 号	南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 0 号	南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 1 号	南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 2 号	南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 4 1 号	令和 6 年度南あわじ市一般会計補正予算（第10号）	原 案 可 決
議 案 第 4 2 号	南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 4 3 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（伊毘辺地）	原 案 可 決
議 案 第 4 4 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について（安住寺辺地）	原 案 可 決
議 案 第 4 5 号	権利の放棄について	原 案 可 決

(公 印 省 略)
令和7年3月19日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会委員長 大 江 幸 司

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 4 号	令和6年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決
議 案 第 5 号	令和6年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決
議 案 第 6 号	令和6年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決
議 案 第 7 号	令和6年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
議 案 第 8 号	令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決
議 案 第 3 3 号	南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 4 号	南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 5 号	南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 3 6 号	南あわじ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 7 号	南あわじ市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 8 号	南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 3 9 号	南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議 案 第 4 0 号	字の区域の変更について（内原地区）	原 案 可 決

(公 印 省 略)
令和7年3月17日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

予算審査特別委員会委員長 阿 部 守

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 9 号	令和7年度南あわじ市一般会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 0 号	令和7年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 1 号	令和7年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 2 号	令和7年度南あわじ市介護保険特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 3 号	令和7年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 4 号	令和7年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 5 号	令和7年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 6 号	令和7年度南あわじ市下水道事業会計予算	原 案 可 決

議 案 番 号	件 名	結 果
議 案 第 1 7 号	令和7年度南あわじ市広田財産区特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 8 号	令和7年度南あわじ市福良財産区特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 1 9 号	令和7年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算	原 案 可 決
議 案 第 2 0 号	令和7年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算	原 案 可 決

発委第1号

(公 印 省 略)

令和7年3月25日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員会委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会委員会条例（平成 17 年南あわじ市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第3条 略 （議会運営委員会の設置） 第4条 略 2 議会運営委員の定数は、<u>6人</u>とする。 3 略 第5条以下 略	第1条～第3条 略 （議会運営委員会の設置） 第4条 略 2 議会運営委員の定数は、<u>8人</u>とする。 3 略 第5条以下 略	

提出の理由

この条例改正は、議会が市民の意思を市政に反映させるべく、主体的な議会活動を行うために、各会派の多様な意見を活かした議会運営が行われることを企図して、各会派から少なくとも1人を議会運営委員に選出することができるよう、議会運営委員の定数を6人から8人に改正するものです。

なお、附則でこの条例は、令和7年4月1日から施行することとしています。

発委第2号

(公 印 省 略)

令和7年3月25日

南あわじ市議会議長 久 米 啓 右 様

提出者

議会運営委員会委員長 蛭 子 智 彦

南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年南あわじ市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「第１８号。以下「情報公開条例」という。）」を「第１８号）」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定

（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の表の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 53 条から第 55 条までの改正規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
目次 略 第1条 略 (定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 第3条～第11条 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略	目次 略 第1条 略 (定義) 第2条 略 2・3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）<u>第2条第2号</u>に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 第3条 (利用及び提供の制限) 第12条 略	

2～4 略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項～第12条第2項第1号 略		
第38条第1項第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号 略		

第13条～第16条 略

2～4 略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項～第12条第2項第1号 略		
第38条第1項第1号	略	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号 略		

第13条～第16条 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第19条～第26条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略

第28条～第30条 略

(訂正請求権)

第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

(訂正請求の手続)

第32条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対

第19条～第26条 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

3 略。

第28条～第30条 略

(訂正請求権)

第31条 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

(訂正請求の手続)

第32条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間

し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第33条～第37条 略

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手続)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第40条～第46条 略

(適用除外)

を定めて、その補正を求めることができる。

第33条～第37条 略

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

(利用停止請求の手続)

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第40条～第46条 略

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第49条～第52条 略

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第49条～第52条 略

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第56条以下 略	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第56条以下 略	
---	--	--

提出の理由

この条例改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という）が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることへの対応、刑法等の一部改正による「懲役」から「拘禁刑」への改正並びに所要の規定の整備を行うものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行することとしています。ただし、番号利用法改正関係は令和7年4月1日から、刑法等の一部改正関係は令和7年6月1日から施行することとし、条例施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしています。

議 員 派 遣 申 出 書

令和7年3月25日 定 例 会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

1 東播・淡路市議会議長会監事会

- (1) 目 的 監事会
- (2) 派遣場所 議長・副議長室
- (3) 期 間 令和7年3月26日
- (4) 派遣議員 正副議長

2 東播・淡路市議会議長会定例会

- (1) 目 的 定例会
- (2) 派遣場所 加古川プラザホテル
- (3) 期 間 令和7年4月11日
- (4) 派遣議員 正副議長

(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 5 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会運営委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する
ものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 1 8 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

総務文教常任委員会

委員長 阿 部 守

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 1 9 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

産業厚生常任委員会

委員長 大 江 幸 司

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 7 年 3 月 1 0 日

南あわじ市議会

議長 久 米 啓 右 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 長 江 和 代

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要する
ものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄